

学校環境衛生基準の一部改正について

小出彰宏 Akihiro KOIDE

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官

学校環境衛生基準が一部改正され、昭和 39 年に規定された温度の基準の見直し、机・いすの高さの検査項目の削除等が行われた。学校は、多数の児童生徒等が集団生活を行う場所であるため、彼らの健康を保持増進し、学習能率の向上が図れるような健康的で快適な学習環境であることが求められる。適切な環境衛生が維持されるよう、学校環境衛生基準に基づき定期および臨時の環境衛生検査を行う必要がある。

学校保健法（昭和 33 年法律第 56 号）、学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）、学校環境衛生基準の一部改正について（平成 30 年文部科学省告示第 60 号）

1. 学校環境衛生基準とは

学校保健安全法は、学校における保健管理に関して必要な事項を定めたものであり、学校の適切な環境の維持についても規定している。学校環境衛生基準は、「学校における環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」であり、文部科学大臣が定めることが学校保健安全法に規定されている。学校は毎学年定期に、また必要な時は臨時に、学校環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行わなければならない。また、この環境衛生検査は、学校の設置者（教育委員会等）から委嘱・任命された学校薬剤師が従事し、学校の環境衛生の維持および改善に関し、必要な指導および助言を行うことになっている。

2. 学校環境衛生基準の一部改正の概要

この度、平成 21 年施行の学校保健安全法の附則第 2 条での、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定に基づき、環境衛生に関する新たな知見や児童生徒等の学習環境等の変化を踏まえて検討が行われ、学校環境衛生基準の一部改正が行われた（平成 30 年 4 月 1 日施行）。今回改正された項目の変更内容と理由は以下のとおりである。

① 温度の基準

・「10℃以上、30℃以下であることが望ましい。」→「17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」

<理由> 改正前の温度の基準は、昭和39年に規定されたものである。近年の冷暖房機器の一般家庭への普及に伴い、教室等の温熱環境における児童生徒等の温冷感、昭和39年当時とは異なってきている。彼らに生理的、心理的に負担をかけない最も学習に望ましい条件は冬期で18～20℃、夏期で25～28℃程度とされていること、また事務所衛生基準規則および建築物環境衛生管理基準では、空気調和設備を設けている場合に居室の温度を17℃以上、28℃以下に調節するよう規定されているが、一部の学校(1棟当たりの延べ面積が8,000m²以上の学校)では建築物衛生管理基準に従って温度の維持管理が行われていること、学校環境衛生基準において、「～であることが望ましい」と記載された検査項目は、概ねその基準を遵守することが望ましいものであること等を踏まえ、「17℃以上、28℃以下であることが望ましい。」に見直した。

② 温度、相対湿度および気流の検査方法

・温度：「アスマン通風乾湿計を用いて測定する。」→「0.5 度目盛の温度計を用いて測定する。」

・相対湿度：「アスマン通風乾湿計を用いて測定する。」→「0.5 度目盛の乾湿球湿度計を用いて測定する。」

・気流：「カタ温度計又は微風速計を用いて測定する。」→「0.2 m/秒以上の気流を測定することができる風速計を用いて測定する。」

<理由> 事務所衛生基準規則および建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則を踏まえ、最低限必要な測定器の精度を示すよう見直した。

③ 浮遊粉じんの検査方法の備考

・「検査の結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。」(追加)

<理由> 教室等の環境に変化がない限り、新たに浮遊粉じんの原因となる物質は生じないことから、検査の結果が著しく基準値を下回る場合、次回からの検査について省略できる規定を設けた。

④ 照度の基準

・「コンピュータ教室等の机上の照度は、500～1,000 lx 程度が望ましい。」→「コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500～1,000 lx 程度が望ましい。」

<理由> 普通教室においてもタブレット端末等を利用する授業が行われていることから、「コンピュータを使用する教室等」に見直した。

⑤ 飲料水の水質(有機物等)の検査項目

・「全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量(以下「有機物等」という。)」→「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」

<理由> 過マンガン酸カリウム消費量は、有機物の種類、過マンガン酸カリウムの濃度や反応時間によって消費量が異なり、有機物以外でも過マンガン酸カリウムが消費されるな

ど水中有機物の指標としては不十分なため、水道法に基づく水道基準に関する省令では、平成 15 年に既に全有機炭素 (TOC) の測定に変更されていた。学校環境衛生基準では、「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)」と「過マンガン酸カリウム消費量」のどちらでも可としていたが、今回、前者のみに見直した。

⑥ 机・いすの高さの検査項目

- ・検査項目の削除

<理由> 学校現場では、児童生徒等の体型や成長に合わせて適宜簡易な適合評価で柔軟に対応していること、検査方法に用いる座高が健康診断の必須項目から削除されていること、毎学年 1 回の定期検査の項目として一律に定めるよりも日常的に個別に対応する方が適切であることから、本項目を削除した。

⑦ 水泳プールの水質 (有機物等) の検査項目等

- ・「有機物等」→「有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)」

<理由> 飲料水の検査項目「有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)」との混在による混乱を招かないよう、「有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)」に見直した。

⑧ 水泳プールの水質 (総トリハロメタン) の検査方法の備考

- ・「プール水を 1 週間に 1 回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。」(追加)

<理由> 浄化設備のないプールの場合、汚染を防止するため、1 週間に 1 回以上換水し、換水時に清掃を行うことになっている。総トリハロメタンの測定は、トリハロメタンの発生原理を踏まえ、循環式プールの場合、その使用を始めてから 2~3 週間経過後に測定することになっているため、1 週間に 1 回以上全換水を行うプールについては、総トリハロメタンの測定を省略できるよう、規定を追加した。

⑨ 単位 (リットル) の記載

- ・「ℓ」→「L」

<理由> 国際単位系 (SI) で単位記号の書体は立体と決められているが、フォントに関する制限はないため、「ℓ」は間違いとは言えないものの、他の単位で筆記体を使用しないこととの統一性を考えると適切ではなく、数字の 1 との混乱を避ける意味でも、大文字の「L」に見直した。

3. おわりに

学校における環境衛生検査は完全には実施されていないのが現状だが、その原因として測定機器の不足、学校の設置者および学校の認識不足等が考えられる。今回の一部改正にあたり、文部科学省では局長通知 (平成 30 年 4 月 2 日付け、29 文科初第 1817 号) を発出し、学校の設置者の責務である「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」には、検査器具

等物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等が考えられる旨周知している。また、今回の改正は、学校環境衛生活動の理解を広めるためのよい機会であると捉え、学校薬剤師からも各担当校において基準の改正を話の端緒とし、適切に環境衛生検査を行うように周知していただきたい。

キーワード 学校環境衛生基準、学校保健安全法、学校薬剤師

※本資料は、環境・衛生部会内に設置された関連法規情報委員会（委員長：香川聡子横浜薬科大学教授）が衛生薬学関連法規の改正等に関する情報を提供するものである。